

1 0 年 保 存
平成36年12月31日満了
F N o . - 05000201
崎 務 (企) 第 285 号
崎 務 (人) 第 397 号
平 成 26 年 6 月 17 日

各 部 長
殿
各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

国家公安委員会による警察本部長の職務代行者の指定について（通達）

平成26年3月6日、国家公安委員会において、国家公安委員会申合せとして別添のとおり「警視総監及び道府県警察本部長の職務代行者について」（以下「申合せ」という。）が決定された。

この申合せの趣旨、概要、運用上の留意点等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「長崎県警察本部長の職務代行者に関する訓令の運用要領の制定について（通達）」（平成24年6月4日付け崎務（企）第247号）及び「警察本部長の職務代行者の指定について（通達）」（平成23年8月5日付け崎務（企）第279号）は、同年6月17日限りで廃止する。

記

1 申合せの趣旨

警視総監若しくは道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に事故のあるとき又は警察本部長が欠けたときにその職務を代行する者については、これまで、「警視総監及び道府県警察本部長の職務代行者について」（平成23年6月16日国家公安委員会申合せ）により、警察本部長の任命権者である国家公安委員会があらかじめその職務を代行する者（以下「職務代行者」という。）を指定していたところであるが、この度、大規模災害等により警察本部長及び職務代行者に同時に事故があった場合等に備え、指定を第5順位まで拡大することとされた。

2 申合せの概要及び運用上の留意点

(1) 国家公安委員会による職務代行者の指定（第1項関係）

警察本部長の職務代行者の指定は、国家公安委員会が、警察本部長に事故のあるとき又は警察本部長が欠けたときに臨時にその職務を代行する者を指定するものであり、職務命令の一類型と整理される。また、職務代行者の指定は、国家公安委員会が警察本部長の任命権を有していることを前提としている。

ア 職務代行者の指定の目的

大規模災害等の発生に際しては、警察組織を挙げてこれに迅速的確に対応し、警察の責務を遂行しなければならない。大規模災害等により警察本部長に事故がある状況や警察本部長が欠けるような状況が生じた場合には、国家公安委員会が可及的速やかにその代理者又は後任者を発令することとなると考えられるが、所要の手續等のために発令までに間隙が生じることが予想される。職務代

行者の指定は、このような間隙を生じさせることなく、警察の責務を遂行することを目的としている。

イ 「事故のあるとき」及び「欠けたとき」

「事故のあるとき」とは長期又は遠隔地への旅行、病気等の事由により職務を行うことができない状態になったときを、「欠けたとき」とは死亡等により不在の状態になったときを指す。これらに該当するか否かは、客観的状况から、警察本部長としての権限行使の必要性を踏まえつつ、個別具体的に判断されるべきものである。例えば、国内出張や短期の入院等は、職務を行うことができる状態にあると認められる限りは、「事故のあるとき」には当たらないと考えられる。

ウ 職務代行者が行う職務の範囲及び効果

職務代行者が行う職務の範囲は、警察本部長が警察法その他の法令等の規定により警察本部長として行うこととされる全ての職務に及ぶ。ただし、他の法令等の規定によって警察本部長が充てられている職があり、かつ、警察本部長に事故のあるとき又は警察本部長が欠けたときの代理に関する規定が整備されている場合の当該職についての職務の代行は、当該規定の定める範囲内においては当該規定によることとなる。

また、職務代行者は、代行する職務を自己の名（例えば「長崎県警察本部長職務代行者 警務部長 □□□□」）において行うこととなるが、それにより生じる効果は、警察本部長が行った場合と全く同一のものである。

(2) 事前の都道府県公安委員会の同意（第2項関係）

職務代行者の指定は、事前に都道府県公安委員会の同意を得た上で行われる。

この同意は、警察法第55条第3項の規定に基づく同意ではないが、職務代行者の指定が任命に準じる性格を有する行為であること等に鑑み、同項の規定に準じて都道府県公安委員会の同意を得ることとされたものである。

(3) 指定の方法（第3項関係）

職務代行者の指定は、特に支障がある場合を除き、指定されることとなる各部長等の任命の際に併せて行われる。したがって、警察本部長に事故のあるとき又は警察本部長が欠けたときには、各部長等は、別途の発令等によることなく、指定された順序により、直ちに職務代行者としての職権を行使することとなる。

(4) 指定の拡大及び指定の順序（第4項関係）

大規模災害等においては、警察本部長及び職務代行者に同時に事故のあること等が想定されることから、職務代行者が第5順位まで指定されることとなった。原則として、第1順位を警務部長とした上で、各部長の職務、職務の級、大規模災害等における業務負担等を踏まえて行う警察本部長の上申を勘案して第5順位まで指定されることとなる。

〔平成26年3月6日〕
国家公安委員会申合せ

警視総監及び道府県警察本部長の職務代行者について

- 1 国家公安委員会は、警視総監若しくは道府県警察本部長に事故のあるとき又は警視総監若しくは道府県警察本部長が欠けたときに臨時に警視総監又は道府県警察本部長としての職務を代行する者（以下「職務代行者」という。）を指定することとする。
- 2 職務代行者の指定は、事前に都道府県公安委員会の同意を得た上で行うこととする。
- 3 職務代行者の指定は、特に支障がある場合を除き、指定される者の任命の際に、併せて行うこととする。
- 4 職務代行者は、第1順位から第5順位まで指定するものとし、原則として、
 - 警視総監の職務代行者 第1順位を副総監、第2順位を警務部長
 - 大阪府警察本部長の職務代行者 第1順位を副本部長、第2順位を警務部長
 - 他の道府県警察本部長の職務代行者 第1順位を警務部長とした上で、警視庁又は道府県警察本部の各部長の階級、職務、職務の級、大規模災害等における業務負担等を踏まえて行う警視総監又は道府県警察本部長の上申を勘案してそれぞれ第5順位まで指定することとする。
- 5 「警視総監及び道府県警察本部長の職務代行者について」（平成23年6月16日国家公安委員会申合せ）は、廃止する。